

## 「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」について

### 1 趣 旨

子供・若者の育成支援については、「子ども・若者育成支援推進法」において、その健やかな育成と、社会生活を円滑に営むための支援が目的とされ、法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」で、施策の推進を図ることとされている。

本県では、総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」のほか、「ひろしま子供の未来応援プラン」など、様々な分野別計画等によって、子供・若者の育成支援に取り組んでいるが、法や大綱の示す課題について、関連計画等においてどのように対応しようとしているかを「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」としてとりまとめる。

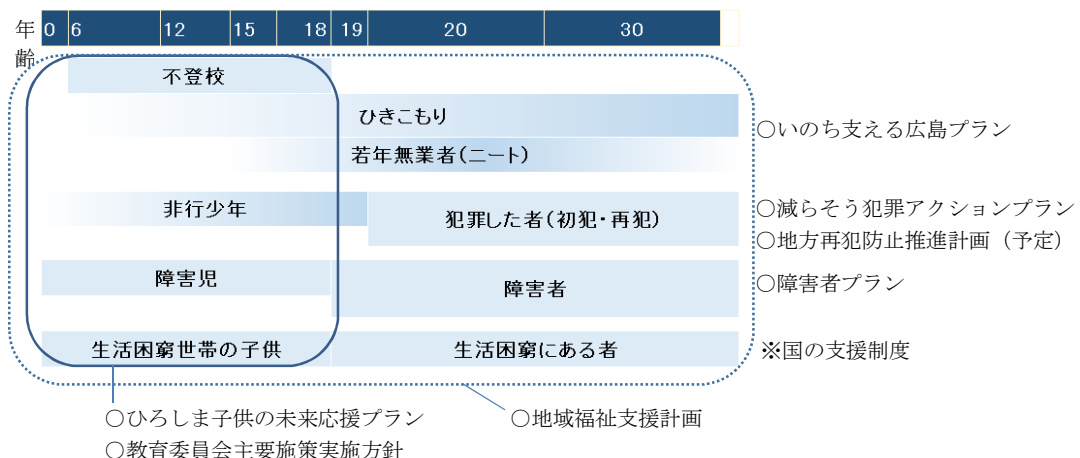
### 2 対応方針の概要

- (1) 対 象 子供・若者（30歳未満の者。施策によっては40歳未満の者。）
- (2) 性 格 子供・若者育成支援推進法に基づく県計画として位置付ける。
- (3) 取組の方向

法の目的と大綱を踏まえ、次のとおり取り組む。

- ① 全ての子供・若者の健やかな育ちと自立支援  
関連計画等によって推進されており、連携・整合を図りながら取組を推進。
- ② 社会生活上の困難を抱えている子供・若者への支援  
早期に気づき、適切な支援につなげ、自立に向かうよう取組を推進。
- ③ つながりの希薄化が進む「地域社会」への対応  
子供・若者を含む、地域における課題の解決に向け、支え合いの取組を推進。
- ④ 子供・若者を取り巻く「情報通信環境」への対応  
安全・安心なインターネット利用環境づくりを推進。

#### 【参考】大綱における「困難の状況」ごとの主な県の関連計画



# 子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針

## 〔 目 次 〕

|                                     | (頁) |
|-------------------------------------|-----|
| 1 趣 旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 1   |
| 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・           | 2   |
| (1) 対象                              |     |
| (2) 性格                              |     |
| (3) 取組の方向                           |     |
| (4) 今後のマネジメント                       |     |
| 3 取組の方向                             |     |
| (1) 取組の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・          | 3   |
| (2) 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援・・・     | 5   |
| ア 子供と家庭に対する切れ目ない見守り・支援              |     |
| イ 不登校の子供等への支援                       |     |
| ウ ひきこもりの子供・若者，若年無業者（ニート）への支援        |     |
| エ 非行防止・立ち直り支援                       |     |
| (3) 地域社会における支え合いの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11  |
| (4) 安全・安心なインターネット利用環境づくり・・・・・・・・    | 12  |
| 4 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・              | 14  |
| (1) 関連する指標                          |     |
| (2) 子供・若者に関するデータ                    |     |
| (3) 相談先・機関の一覧                       |     |
| (4) 用語解説等                           |     |

広 島 県

## 1 趣旨

全ての子供・若者が、夢や希望を豊かに育み、健やかに成長していくことは、県民すべての願いです。

本県では、総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に基づき、子供・子育て家庭を対象とする計画や教育分野における計画等の分野別計画などによって、様々な子供・若者の支援を推進しています。

こうした中、平成 22 (2010) 年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」(以下、「法」という。)では、第 1 条(目的)において、「子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ」、子供・若者の総合的な支援施策を推進するとされ、本県においても「広島県子ども・若者計画」を策定し、支援の充実や社会環境の整備を推進してきました。

しかし、依然として、不登校、ひきこもり、若年無業者(ニート)、非行など困難を有する子供・若者は存在しており、さらに取組を推進していく必要があります。

また、法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」(以下、「大綱」という。)においては、「家庭」、「学校」、「地域社会」、「情報通信環境」、「就業」の視点から課題認識が示されていますが、本県の状況をみると、いずれも、さらなる課題解決に向けた取組が必要な状況となっています。

まず、子供・若者を育む「家庭」を見ると、核家族化の進行等により、身近に相談できる人がいないなど、子育ての孤立化が進行しているほか、「学校」では、不登校児童生徒が増加傾向です。

子供・若者の健やかな育ちや自立を日常生活の中で支えてきた「地域社会」は、人口減少の進展、ライフスタイルの個人化の流れなどによって、つながりの希薄化が進んでいます。

さらに、「情報通信環境」については、スマートフォンの急速な普及等を背景に、SNS の利用に起因する犯罪被害が生じているなど憂慮すべき状況があるほか、「就業」においては、依然としてニートの状態にある者が多数存在しています。

現在、本県においては、「ひろしま子供の未来応援プラン」において、困難を有する状態に陥らないことも含め、子供の健やかな育ちに係る道筋を示すなど、子供・若者について幅広い分野で取組を推進しています。

法や大綱において示され、今日、本県において依然として課題となっている事柄について、関連計画等において、どのように対応しようとしているかを「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」としてまとめ、お示しします。

### 【「広島県子ども・若者計画」(第 2 次)】による取組の状況

- 不登校児童生徒は増加  
①1.7%←②1.1% (公立小・中学校)
- ひきこもり相談支援センターへの相談件数は増加傾向  
①5,191 件←②3,704 件
- 若者サポートステーション(若者交流館)利用者の就職等決定者数は増加傾向  
①131 人←②129 人
- 非行少年総数は大幅に減少。小・中学生の割合が約 5 割を占める。  
①901 人←②2,490 人

## **2 基本的な考え方**

全ての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができるよう、子供と子育て家庭を支援するとともに、子供・若者が、社会生活を円滑に営む上で困難な状況に陥った場合でも、家庭、学校、地域などが連携、協力して支え、社会全体として困難を有する子供・若者が減少するよう、取組を推進します。

### **(1) 対 象**

子供・若者（30歳未満の者。施策によっては40歳未満の者。）

### **(2) 性 格**

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく県計画として位置付ける。
- ・ 広島県青少年健全育成条例第2条第1項に基づく施策として策定する。

### **(3) 取組の方向**

法の目的や大綱を踏まえ、次のとおり取り組みます。

- ① 法の目的にある「子ども・若者の健やかな育成」について、関連計画等によって推進されており、連携・整合を図りながら、全ての子供・若者の健やかな育ちと自立を支援します。
- ② 同じく法の目的である「子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援その他の取組」については、大綱で示されている「困難の状況」のうち、障害のある子供・若者など他に総合的な計画があるものを除き、依然として、不登校、ひきこもり、ニート、非行など社会生活上の困難を抱えている子供・若者がおり、これらは相互に関連する場合もあることから、ライフサイクルを通じた支援の視点から取り上げ、早期に気づき、適切な支援につなげ、自立に向かうよう支援します。
- ③ 子供・若者の成長や自立を日常生活の中で支えている「地域社会」においては、つながりの希薄化が進んでおり、子供・若者の課題を含め、多様な主体が連携・協働して地域における課題の解決に取り組む土壌・仕組みづくりや、見守り合い・支え合いを推進します。
- ④ 子供・若者を取り巻く「情報通信環境」は、スマートフォンの普及、新たな情報通信サービスの出現など変化を続けており、こうした状況を背景に、本県においてもSNSに起因する子供の犯罪被害が生じていることから、安全・安心なインターネット利用環境づくりに取り組みます。

### **(4) 今後のマネジメント**

この対応方針は、関連計画・ワークの指標の達成状況や、県・国の関連計画等の動向、社会情勢の変化等を踏まえてPDCAを回しながら適宜見直しを行い、取組を推進します。

### 3 取組の方向

#### (1) 取組の全体像

法に基づく大綱に掲げられている施策について、本県においては、次のとおり、様々な分野別計画などにより推進しています。

こうした幅広い取組について、連携・整合を図りながら進め、全ての子供・若者の健やかな育ちと自立を支援します。

#### [大綱と県計画等との関連]

| 子供・若者育成支援推進大綱<br>[「施策の具体的内容」抜粋]   | 主な関連計画<br>(R3.11時点)  |
|---|--|
| <p><b>1 全ての子供・若者の健やかな育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己形成のための支援</li> <li>健康と安全安心の確保</li> <li>職業的自立・就労等支援</li> <li>社会形成への参画支援</li> </ul> <p><b>3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グローバル社会で活躍する人材育成 等</li> </ul>                                      | <p>【主な関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひろしま子供の未来応援プラン</li> <li>○「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針</li> <li>○いのち支える広島プラン</li> </ul>  |
| <p><b>2 困難を有する子供・若者やその家族の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重層的な支援の充実</li> <li>困難の状況ごとの取組</li> <li>ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者<br/>障害等のある子供・若者<br/>非行・犯罪に陥った子供・若者<br/>子供の貧困問題<br/>特に配慮が必要な子供・若者<br/>(自殺対策、外国人の子供等)</li> <li>子供・若者の被害防止・保護</li> <li>児童虐待防止対策</li> <li>子供・若者の福祉を害する犯罪対策</li> </ul> | <p>【主な関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひろしま子供の未来応援プラン</li> <li>○「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針</li> <li>○いのち支える広島プラン</li> <li>○広島県障害者プラン</li> <li>○広島県地域福祉支援計画</li> <li>○減らそう犯罪アクションプラン</li> <li>○広島県再犯防止推進計画</li> </ul> |
| <p><b>4 子供・若者の成長のための社会環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭・学校・地域の相互の関係の再構築</li> <li>子育て支援等の充実</li> <li>子供・若者を取り巻く有害環境等への対応</li> <li>多様で柔軟な働き方の推進 等</li> </ul> <p><b>5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における多様な担い手の養成・支援 等</li> </ul>           | <p>【主な関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひろしま子供の未来応援プラン</li> <li>○「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針</li> <li>○広島県地域福祉支援計画</li> <li>○広島県青少年健全育成条例</li> </ul>   |

〔関連する主な県計画の内容〕

| 計画名                                       | 主な施策の内容   |
|---|---|
| ひろしま子供の未来<br>応援プラン                        | 〔関連部分〕：大綱 1～5（数字は前頁の大綱の表側に対応。以下同じ。）<br>子供たちが健やかにたくましく生きていく力の育成，妊娠期からの切れ目のない支援等の子供が育つ環境の充実，児童虐待対策等の配慮が必要な子供たちが自らの可能性を高めることができる環境の充実について，概ね 18 歳以下の子供・家庭等を対象とし，全ての子供たちが，成育環境の違いに関わらず健やかに夢を育むことができる社会の実現に向けた施策を推進。 |
| 「広島県 教育に関する大綱」に基づく<br>教育委員会主要施策<br>実施方針   | 〔関連部分〕 大綱 1～5<br>乳幼児期の質の高い教育・保育の推進，「基礎・基本」の徹底，「主体的な学び」の促進，キャリア教育の充実，「学びのセーフティネット」の充実，特別支援教育の充実など，一人一人が，生涯にわたって主体的に学び続け，多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくりの実現に向けた施策を推進。  |
| いのち支える広島プ<br>ラン<br>(第 2 次広島県自殺<br>対策推進計画) | 〔関連部分〕 大綱 1，2<br>年代別・動機別の自殺要因を踏まえた「生きる支援」を推進しており，子供・若者については，ひきこもり等，子供・保護者のこころの問題に対する支援や，20 歳・30 歳代の若者の経済生活問題に対応するための就職支援などの施策を推進。   |
| 広島県地域福祉支援<br>計画                           | 〔関連部分〕 大綱 2，5<br>多様な主体が連携・協働して取り組むための土壌・仕組みづくりや，見守り合い・支え合いの推進など，地域共生社会の実現に向けた施策を推進。   |
| 減らそう犯罪 第 5<br>期アクションプラン                   | 〔関連部分〕 大綱 2<br>誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こらないまちづくりを目指し，意識づくり，地域づくり，環境づくりにわたる各まちづくり施策などを推進。  |
| 第 4 次広島県障害者<br>プラン                        | 〔関連部分〕 大綱 2<br>障害への理解と協働による共生，障害のある方の自立と社会参加の促進による共生などの施策を推進。   |
| 広島県再犯防止推進<br>計画～更生支援の推<br>進～              | 〔関連部分〕 大綱 2<br>非行・犯罪をした者の社会復帰に向け，就労や就学，社会の理解促進等の施策を推進。  |

※各計画の詳細については，「用語解説等」（22 ページ）参照

## (2) 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援

法の目的である「子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組」については、大綱で示されている「困難の状況」のうち、障害のある子供・若者など他に総合的な計画があるものを除き、依然として、不登校、ひきこもり、ニート、非行など社会生活上の困難を抱えている子供・若者がおり、これらは相互に関連する場合もあることから、ライフサイクルを通じた支援の視点から取り上げ、早期に気づき、適切な支援につなげ、自立に向かうよう支援します。

### ア 子供と家庭に対する切れ目ない見守り・支援

#### 【現状】

- 就学前の状況も含め、子育て家庭の情報が関係機関で十分に共有されておらず、各機関が限られた情報の中で対応せざるを得ない状況です。
- 子供の育ちや子育てに関して支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」の市町への設置が平成 29 (2017) 年度から法定化 (努力義務) されています。

#### 【課題】

- 子供たちに関する様々なリスクに対する、予防的な支援に必要となる多面的なアセスメントや機を逸さないフォロー体制が十分ではありません。
- 対人業務を担う専門職の不足など市町によって職員体制にばらつきがあるため、「子ども家庭総合支援拠点」については、5 市町 (令和 2 (2020) 年 5 月時点) の設置にとどまっています。

#### 【取組の方向】

- 福祉と教育の情報共有など、就学前から、子供たちを多面的・継続的に見守り、予防的に支援する仕組みを構築します。  
→「ひろしま子供の未来応援プラン」領域Ⅱ柱 1 (1) (「→」: 参照先。以下同じ。)
- 専門職の確保や人材育成、市町へのアドバイザーの派遣等により、「子ども家庭総合支援拠点」の全市町への設置を促進します。  
→「ひろしま子供の未来応援プラン」領域Ⅲ柱 1 (3)

### イ 不登校の子供等への支援

#### 【現状】

- 生徒指導上の諸課題が大きい学校に教員を加配するとともに、組織的な生徒指導体制及び教育相談体制の構築に向けた指導を行いました。不登校の児童生徒の割合は増加傾向にあります。なお、中途退学率は減少傾向にあります。
  - ・ 不登校児童生徒の割合 (公立小・中学校)  
①1.7%←⑤1.1% [図表 2] (「4 参考資料」参照。以下同じ)
  - ・ 中途退学率 (公立高等学校) ①1.1%←⑤1.7% [図表 3]

- スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置を拡充するとともに、研修を通じた専門性の向上に取り組むなど、教育相談体制の充実を図りましたが、学校からＳＣ及びＳＳＷの配置要望が増えています。

#### 【課題】

- 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、全体指導を基盤とするカリキュラムだけでは主体的に学ぶことが困難である子供たちが一定程度存在しており、画一的な指導方法では対応できない状況が生まれています。
- ＳＣ及びＳＳＷが不足し、専門性が高まっていないなど、教育相談体制が十分に整備されていません。

#### 【取組の方向】

- ＳＳＲ（スペシャルサポートルーム）の整備や、フリースクールとの連携などを含めた、多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れなため居場所づくりを進めるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた学習支援を充実させるなど、不登校等児童生徒に対応する支援を充実させます。
- ＳＣ及びＳＳＷの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。  
→「ひろしま子供の未来応援プラン」領域Ⅰ柱２（２）  
『広島県 教育に関する大綱』に基づく教育委員会主要施策実施方針」（６）

### ウ ひきこもりの子供・若者、若年無業者（ニート）への支援

#### 【現状】

- ひきこもり、ニートなどの問題は、相互に関連し、様々な課題を複合的に抱えている場合があります。
- 内閣府の調査結果では、全国でひきこもり状態にある人は、15～39歳は約54万人と推計されています。  
また、ひきこもりになってからの期間が長期化する傾向があります。（7年以上 ㉑16.9%→㉒34.7%）
- 県では、ひきこもりに特化した相談窓口として設置した「ひきこもり相談支援センター」（広島市と一体的に運営）や、保健所、総合精神保健福祉センターによる、本人及び家族の相談・支援を行っており、相談件数は、増加傾向にあります。  
・ひきこもり相談支援センターへの相談件数（電話、メール、面接、訪問）  
㉑5,191件←㉒3,704件〔図表4〕
- 総務省の労働力調査の全国の非労働力人口のうち15～34歳の者で、家事・通学をしていない者は、約56万人となっています。
- 県では、「広島地域若者サポートステーション（若者交流館）」を設置し、ニートになっている若者が抱える悩みや課題についての相談・支援を行っており、利用者の就職等決定者数は増加傾向にあります。  
・若者交流館利用者の就職等決定者数 ㉑131人←㉒129人〔図表5〕



- 平成 27(2015)年度に始まった生活困窮者自立支援制度により、市町において、様々な支援を包括的かつ計画的に行う「自立相談支援事業」のほか、ただちに就労が困難な方への一般就労に向けた支援として、基礎能力を養う「就労準備支援事業」などの任意事業を行っていますが、取組状況は、市町によって異なります。

また、県では、雇用による就業を目指し、就労の機会を提供する「就労訓練事業」の認定を行っています。

・就労準備支援事業（任意事業）の実施市町数 ①6市町←②4市町

- 不登校、ひきこもり、ニート、非行など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、行政と民間団体で構成する「子ども・若者支援協議会」を設置しています。

### 【課題】

- ひきこもりの長期化を防ぐためには、早期に相談につなぎ、必要に応じた支援が行われることが重要ですが、家族の問題として抱え込んでしまうケースも多いため把握が困難です。
- ひきこもりの背景には、生活面、こころの健康、疾患、家族の問題など様々な要因があり、継続した支援や専門的な支援、関係機関が連携した支援が求められています。
- 18歳以上を対象とする、ひきこもり相談支援センターと学齢期の長期欠席に対する情報の共有が不十分となっています。
- 若者交流館は、事業開始以降、着実に成果を挙げてきましたが、依然として県内に多数のニートが存在しており、進路決定までの相談等に時間を要する利用者が増えてきているため、これまで以上に利用者の個別ニーズに応じた対応が必要となっています。
- 体制の確保が困難などの理由により、生活困窮者自立支援制度に基づく任意事業が実施されていない市町があります。
- 「子ども・若者支援協議会」を開催し、情報共有や連携強化を図っていますが、具体的な支援につながる連携は限定的です。

### 【取組の方向】

- ひきこもりの早期発見、早期支援につなげるため、民生委員・児童委員など地域において支援に携わる方に、ひきこもり相談支援センターの業務内容の周知を図るほか、18歳以上を対象とする、ひきこもり相談支援センターと学齢期の長期欠席に対する情報の共有方法について、検討を進めます。
- ひきこもり相談支援センター等で相談支援を行う職員に対する実践的な研修等により、人材育成・確保に取り組むほか、ひきこもり相談支援センターと関係機関による連絡協議会の開催などにより、関係機関の連携強化に取り組みます。

→「いのち支える広島プラン」第4章2(1)(2)

- 高校中途退学者を含むニートの就業促進を図るため、広島地域若者サポートステーション（若者交流館）において、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験、関係機関との連携の推進を図るほか、ひろしましごと館において、キャリアコンサルティングなど、若者の職業的自立に向け、きめ細やかな支援を推進します。  
→「いのち支える広島プラン」第4章3（2）
- 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有などにより、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。  
→「広島県地域福祉支援計画」第4章1  
「いのち支える広島プラン」第4章3（2）
- 「子ども・若者支援協議会」を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。

## エ 非行防止・立ち直り支援

### 【現状】

#### （共通）

- 令和元年の非行少年総数は、前年比で約15%減少しています。  
また、課題であった小・中学生の非行少年数も減少していますが、約5割を占めています。  
・非行少年総数 ①901人（うち小・中学生430人）←②52,490人〔図表6〕
- 令和元年の刑法犯総数に占める再犯者の割合を示す再犯者率は26.9%で、昨年比0.3ポイント減少しています。  
・刑法犯少年の再犯者数 ①207←②704人

#### （教育関連）

- 学校だけでは対応困難な暴力行為をはじめとした問題行動が多く発生し、重点的な支援や施策が必要な中学校にスクールサポーターを派遣しており、令和元年度の派遣校における特別な指導を行なった問題行動発生件数は、前年度比49.3%となっています。

#### （児童家庭福祉関連）

- 児童自立支援施設である県立広島学園では、家庭裁判所の審判を受けて入園する児童が5割前後で、全国平均を上回っています。また、被虐待歴のある子供、発達障害の圏域にある子供が高い割合で入所しています。

#### （薬物関連）

- 全国的に、近年、大麻の乱用で検挙された少年が増え続け、令和元（2019）年は過去最多となっています。  
・少年の大麻事犯の検挙人員（全国） ①609人←②80人〔図表7〕
- 平成28（2016）年6月から、刑の一部執行猶予制度が導入されています。

## 【課題】

### (共通)

- 従来、家庭や地域が持っていた子供を健全に養育する機能の低下などにより、子供たちの防犯意識や規範意識が十分に育まれていない状態が見受けられます。
- 再非行の防止に向けては、就労の確保が重要ですが、実際の雇用につながる協力雇用主が不足しています。また、保護観察を終えた少年の中には、様々な事情により、就労が困難な者がいますが、必ずしも福祉的な支援を受けることができていません。

### (教育関連)

- 年度途中で、学校内で暴力行為が頻発するなどの状況の変化により、スクールサポーターの支援要請があった場合などに対応できるよう、人的基盤を整えることが求められています。

### (児童家庭福祉関連)

- 非行行為のある児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立を支援するために、生活支援や学習支援の充実が求められています。

### (薬物関連)

- 薬物は、インターネット等により容易に入手できる状況にあることから、若年層における乱用が懸念されています。
- 刑の一部執行猶予制度の導入に伴い、行政、医療機関、自助グループが行う薬物離脱プログラムなど、適切な支援につながる仕組みや体制づくりが求められており、特に薬物依存症に対応できる医療機関が不足しています。

## 【取組の方向】

### (共通)

- 学校や地域との連携強化により、小・中学生に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。  
→「ひろしま子供の未来応援プラン」領域Ⅱ柱4(5)
- 少年サポートセンターを中心として、継続補導や、少年サポートルームの開催など、各種立ち直り支援を継続的に実施し、効果的な再非行防止対策を推進していきます。  
→「減らそう犯罪 第5期アクションプラン」第4章第1節①③
- 広島県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な環境の改善を図るため、立ち入り調査や広報啓発活動を推進します。  
→広島県青少年健全育成条例
- (公社)青少年育成広島県民会議や市町などと連携し、非行防止などに関する啓発活動を推進します。  
→「減らそう犯罪 第5期アクションプラン」第4章第1節①
- 再非行を防止するため、就労体験などの取組により、実際の雇用につながる協力雇用主の確保や、一般就労が困難な少年を福祉的支援につなぐ取組について検討します。  
→「広島県再犯防止推進計画」第3章3  
「広島県地域福祉支援計画」第5章2

**(教育関連)**

- 課題を抱える学校に対し、スクールサポーターを配置し、校内における児童・生徒の問題行動に対する指導・助言や、児童・生徒からの相談に対応することにより、児童生徒が安全に、安心して学べる教育環境を確立し、少年犯罪等の防止、及び青少年の健全育成を推進します。
- 市町におけるスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを推進するとともに、スクールサポーターの運用がより効果的なものとなるよう学校との連携強化を図ります。
- 公立学校において、非行防止教室を実施し、児童生徒が犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、児童生徒の非行防止に係る指導の充実を図ります。  
→「減らそう犯罪 第5期アクションプラン」第4章第1節①

**(児童家庭福祉関連)**

- 広島学園の入所児童の自立を支援するため、関係機関と連携して自立に向けた生活支援や学習支援と合わせて行動様式を学ぶプログラムを実施し、社会適応をサポートします。また、義務教育終了後に支援を要する子供の生活の安定と自立を支援する「自立援助ホーム」について、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。  
→「ひろしま子供の未来応援プラン」領域Ⅲ柱2(3)

**(薬物関連)**

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動やヤング街頭キャンペーン、薬物乱用防止教室等により、普及啓発活動を推進します。
- 関係機関・団体と緊密な連携を図り、相談支援、依存者への個別専門指導、支援人材の育成などを進めるとともに、県内の関係医療機関の薬物依存治療の現状把握を行い、依存症者の受け入れ促進に向けた検討を行います。  
→「広島県保健医療計画（第7次）」第6章2  
「減らそう犯罪 第5期アクションプラン」第4章第1節③

### (3) 地域社会における支え合いの推進

子供・若者の成長や自立を日常生活の中で支えている「地域社会」においては、つながりの希薄化が進んでおり、子供・若者の課題を含め、多様な主体が連携・協働して地域における課題の解決に取り組む土壌・仕組みづくりや、見守り合い・支え合いを推進します。

#### 【現状】

- 家族や地域の支え合い機能が低下し、従来の福祉的な課題に加えて、ダブルケアや 8050 問題などの複合的な課題や制度の狭間の課題が顕在化しているほか、社会的孤立など、地域とのつながりが薄まっています。
- 県内の民生委員・児童委員数は 5,778 名で、267 名が欠員となっています（令和 2（2020）年 3 月時点）。子供の健全育成を図る活動を主たる目的とする NPO 法人は、256 団体（令和 2（2020）年 6 月時点）あり、近年は横ばい傾向です。

#### 【課題】

- 福祉課題を抱えた子供・若者や世帯が、具体的な支援につながないケースがあります。
- 民生委員・児童委員のなり手不足が生じています。また、地域の活動を活発化し、住民の地域参画を促進するため、地域づくりに取り組む人材が求められています。

#### 【取組の方向】

- 地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等、多様な主体が連携・協働して、住民の抱える課題の重篤化の抑制やコミュニケーションの増加、共助による支え合いを進めます。  
→「広島県地域福祉支援計画」第 4 章 1
- 地域の見守り活動の推進、民生委員・児童委員の確保、地域の担い手の養成など、見守り合い・支え合いの推進に取り組みます。  
→「広島県地域福祉支援計画」第 5 章 1

#### (4) 安全・安心なインターネット利用環境づくり

子供・若者を取り巻く「情報通信環境」は、スマートフォンの普及、新たな情報通信サービスの出現など変化を続けており、こうした状況を背景に、本県においてもSNSに起因する子供の犯罪被害が生じていることから、安全・安心なインターネット利用環境づくりに取り組みます。

##### 【現状】

- 情報化の進展に伴い、インターネットは有用で便利なコミュニケーション手段として浸透し、スマートフォンを利用する子供が増加しています。〔図表8〕
- インターネットが生活の一部となったことで、性的または暴力的な内容、覚醒剤や大麻などの規制薬物等の有害情報に接する機会が増えていると考えられますが、県の調査（令和2（2020）年5月実施）では、子供がスマートフォンを利用する場合に、フィルタリングを使用している保護者（10～17歳の子供と同居）は、33%となっています。〔図表9〕
- SNSに起因した子供の犯罪被害（福祉犯及び凶悪事件）が生じています。
  - ・ SNSに起因した被害児童数  
広島県 ①53←②543人、全国 ①2,082←②1,293人〔図表10〕
  - ・ 自画撮り被害児童数 全国 ①584←②270人

##### 【課題】

- インターネットの特性である匿名性や、メールアドレスを偽るなど通信技術を悪用した発信元の偽装などにより、検挙までに時間がかかる場合があります。
- 利用者自身のセキュリティ意識の向上を図るとともに、最新の情報に対応できるよう、防犯指導者も常に質の向上を図ることが求められています。
- インターネットの危険性について、児童生徒に加え、保護者や学校関係者がより真剣に考えることができる啓発活動が求められています。
- 子供が使用するスマートフォンについて、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリング機能の利用が進んでいません。

##### 【取組の方向】

- 外部の専門団体とのさらなる連携を図り、効果的な違法・有害情報に対する取り締まり、捜査を実施するとともに、サイバー防犯ボランティア等の関係機関と連携し、学生・児童・保護者・教員等に対する被害防止教室の開催等による広報啓発活動を推進します。
- インターネット上で、援助交際を求める等の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起メッセージ等を投稿して広報啓発を行うとともに、書き込みを行った少年を補導し、少年や保護者に直接注意や指導を行うことにより、福祉犯の被害を未然に防止します。

→「減らそう犯罪 第5期アクションプラン」第4章第1節①③

- 「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」を開催し、スマートフォンやインターネットに係るトラブルへの対応等について、関係機関と意見共有し、今後の児童生徒への指導の在り方等を協議します。
- 中学校の入学説明会等の機会をとらえ、保護者を対象とするフィルタリング利用や家庭でのルール作りを推奨する犯罪防止教室を開催する等、インターネットの適切な利用や自画撮り被害などインターネット利用に起因する被害の防止に関する広報啓発活動を推進します。

→「減らそう犯罪 第5期アクションプラン」第4章第1節①③

「ひろしま子供の未来応援プラン」領域Ⅱ柱4（5）

## 4 参考資料

### (1) 関連する指標

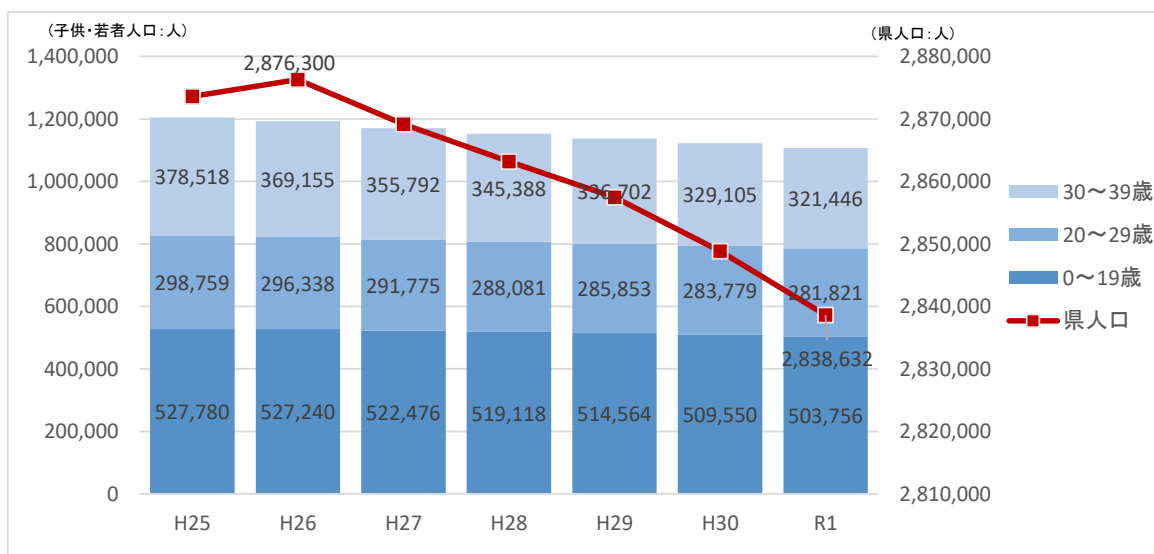
| 指標  | 現状 (R1)        | 目標 (R6) |
|---|----------------|---------|
| 不登校児童生徒への支援の結果, 好ましい変化が見られた児童生徒の割合 (公立小・中学校)<br>〔ひろしま子供の未来応援プラン〕 ※1 | 51.2%<br>(H30) | 53.0%   |
| 中途退学率 (公立高等学校)<br>〔ひろしま子供の未来応援プラン〕                                  | 1.1%<br>(H30)  | 0.8%    |
| 若者交流館利用者の就職等決定者数<br>〔事業の活動指標〕                                       | 131 人          | 130 人   |
| 非行少年総数<br>〔ひろしま子供の未来応援プラン〕  | 901 人          | 875 人   |
| 刑法犯少年の再犯者数 (触法少年を含む)<br>〔ひろしま子供の未来応援プラン〕                            | 207 人          | 前年比減    |
| フィルタリングの使用率<br>〔減らそう犯罪第5期アクションプラン〕                                  | 33%<br>(R2)    | 37%     |

※1 [ ] は出典



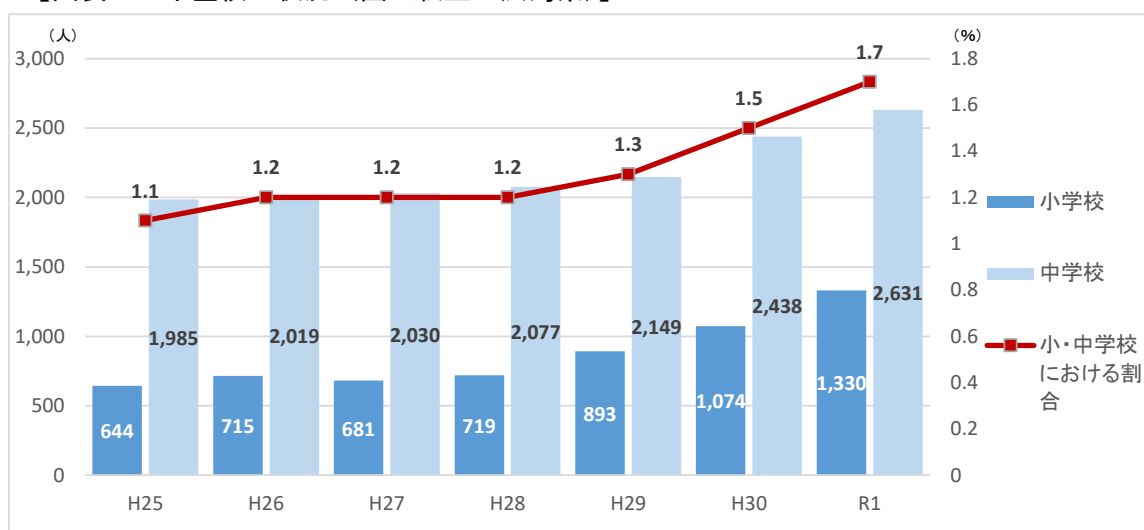
## (2) 子供・若者に関するデータ

### 【図表1 子供・若者の人口】



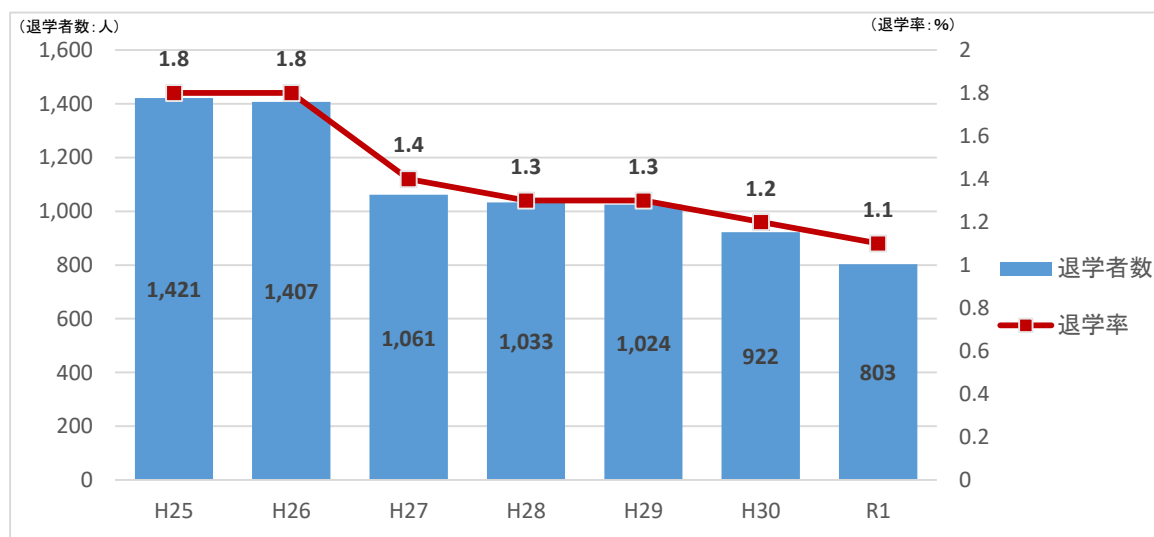
出典:総務省「住民基本台帳に基づく人口」を基に県民活動課作成

### 【図表2 不登校の状況(国公立・広島県)】



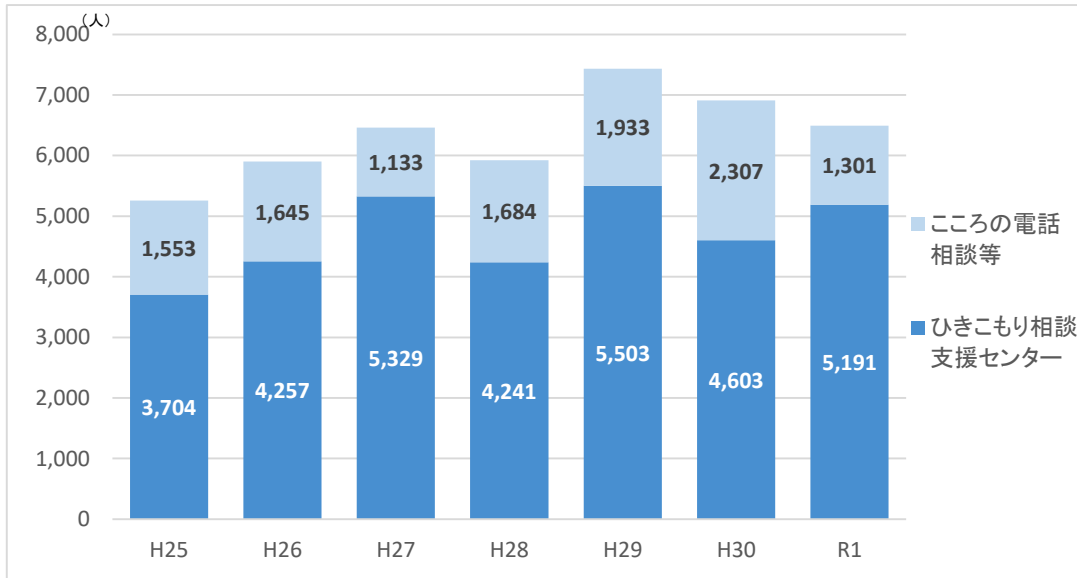
出典:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に県民活動課作成  
※5ページに記載の数値は、公立小・中学校数値

### 【図表3 高等学校中途退学者数(国公立・広島県)】



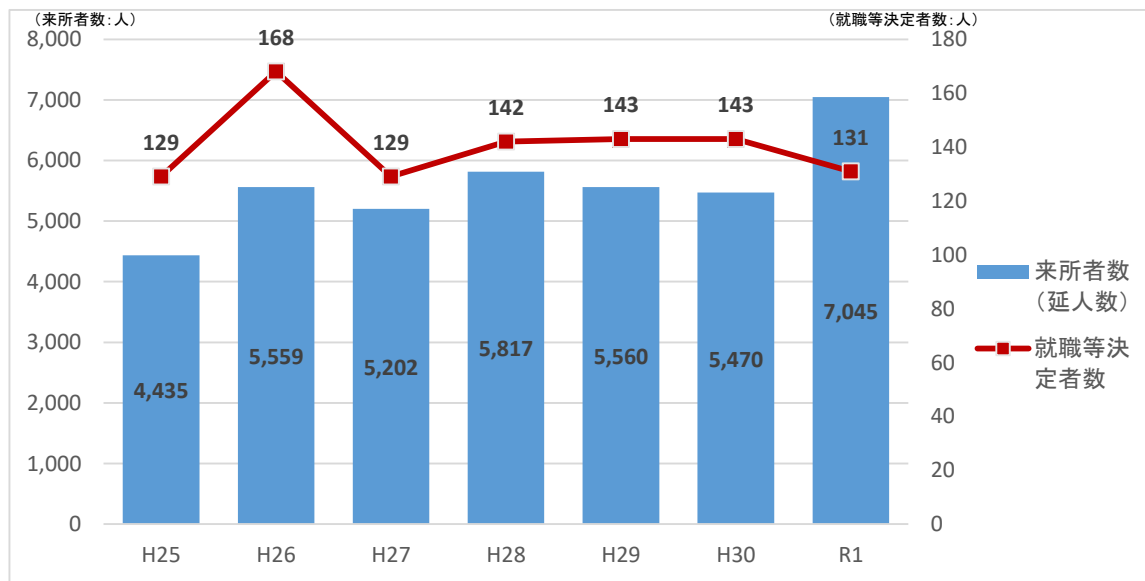
出典:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に県民活動課作成  
※5ページに記載の数値は、公立高等学校の数値

【図表4 県「ひきこもり対策事業」の相談・指導件数】



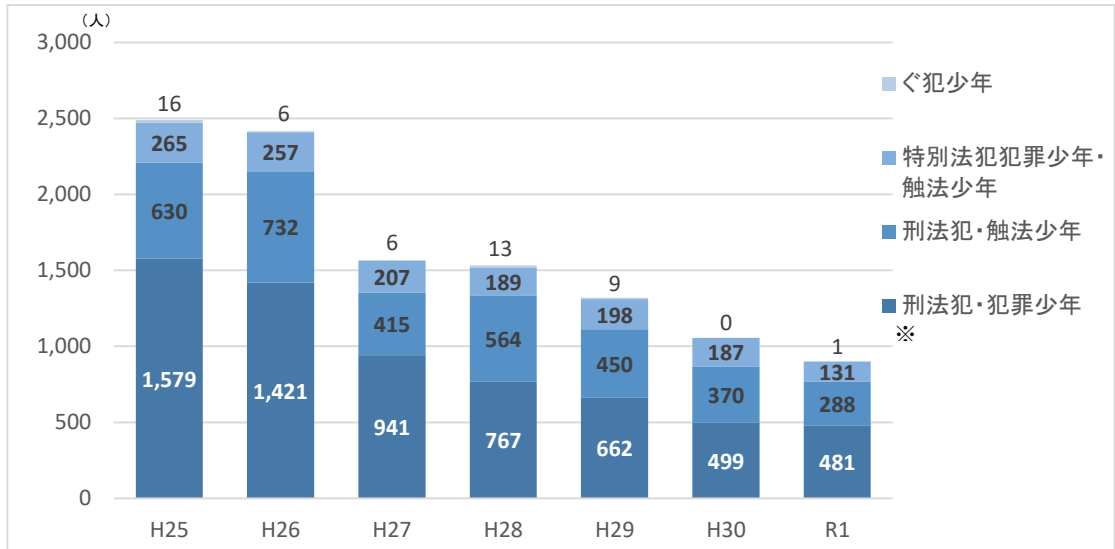
出典：疾病対策課調べを基に県民活動課作成

【図表5 広島地域若者サポートステーション（若者交流館）の来所者数と就職等決定者数】



出典：雇用労働政策課調べを基に県民活動課作成

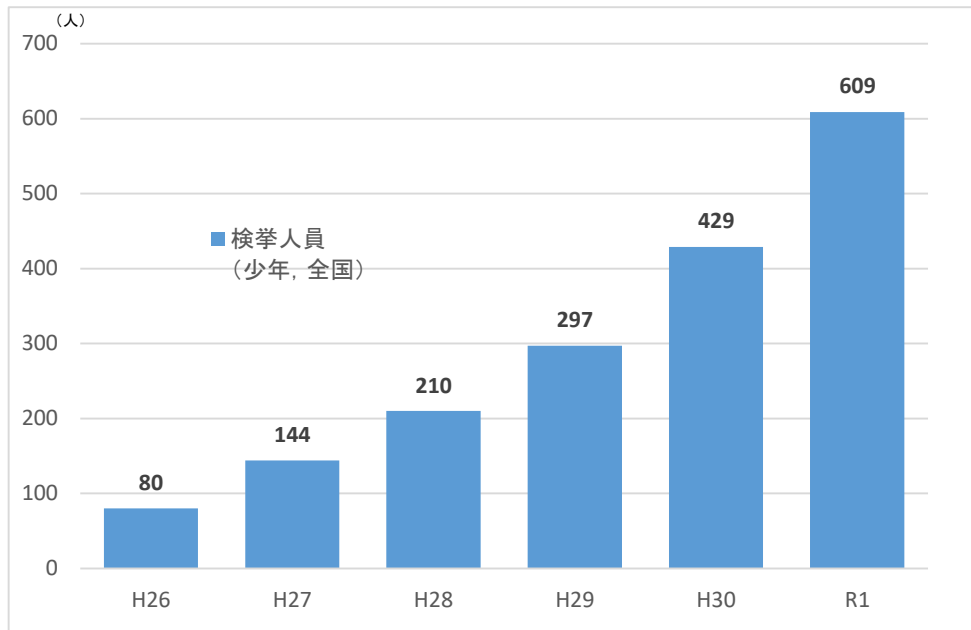
【図表6 非行少年の状況】



出典:広島県警「少年補導」を基に県民活動課作成

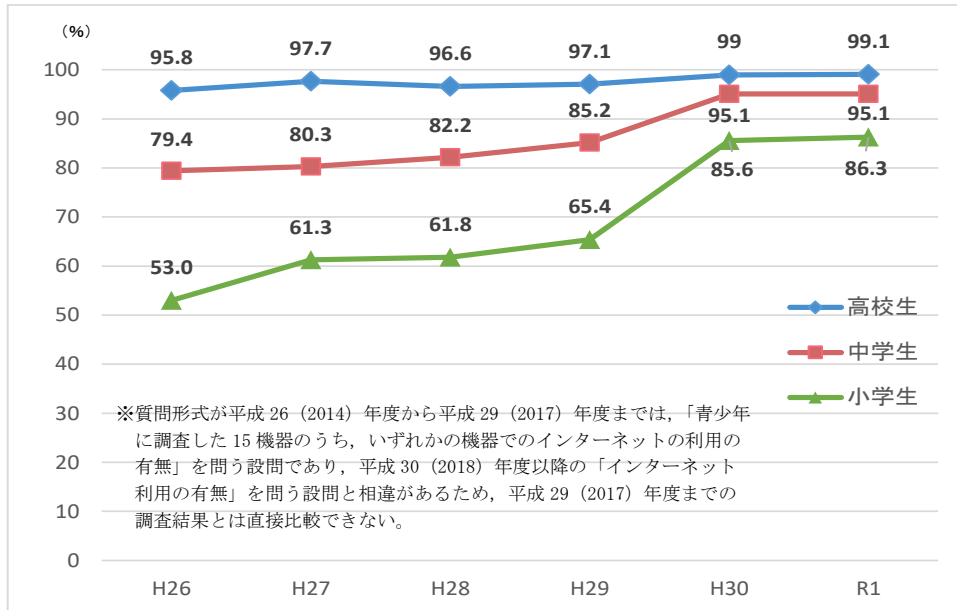
- ※ ・刑法犯犯罪少年：刑法に定める罪を犯した少年
- ・刑法犯触法少年：刑法に触れる行為をした少年  
上記いずれも、交通関係の業務上(重)過失事件を除く。
- ・特別法犯犯罪少年・触法少年：刑法以外の法令違反をした犯罪少年及び触法少年
- ・ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖がある等、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

【図表7 少年の大麻事犯の検挙人員（全国）】



出典:警察庁統計資料を基に県民活動課作成

【図表8 インターネット利用率】(全国)



出典:内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」を基に県民活動課作成

【図表9 子供のスマートフォン利用に係る保護者の管理状況】

子供がスマートフォンでインターネットを利用する場合に、利用を管理している保護者(10～17歳の子供と同居する保護者)の割合と、そのうちフィルタリングを使用している保護者の割合。

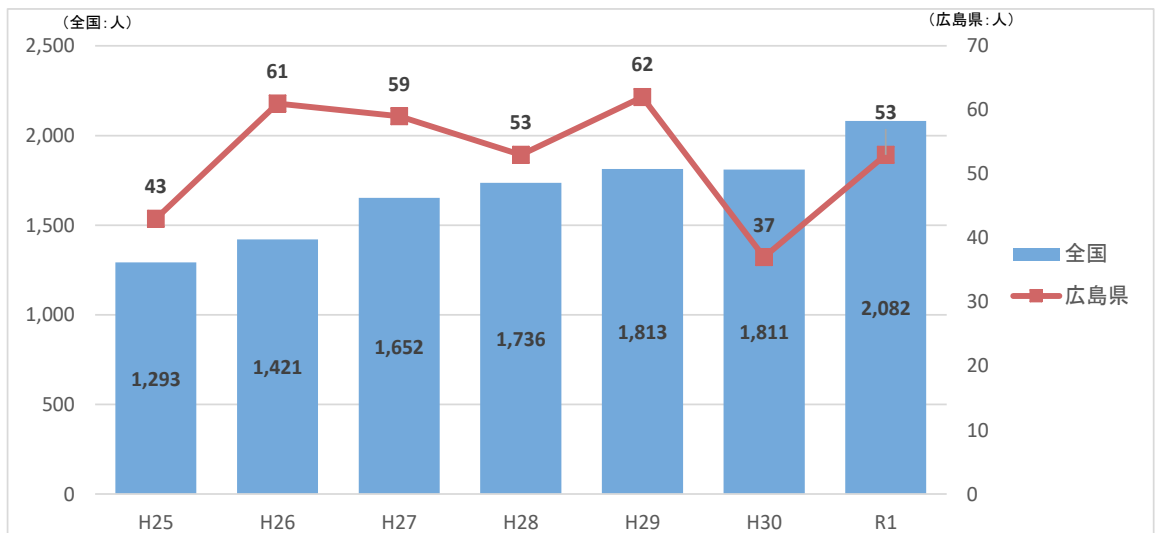
|         | 管理している |                       | 管理していない<br>(「わからない」含む) |
|---------|--------|-----------------------|------------------------|
|         |        | うち、フィルタリング<br>を使用している |                        |
| 広島県     | 77.0%  | 33.0%                 | 23.0%                  |
| 全国(参考)※ | 84.8%  | 37.4%                 | 15.2%                  |

出典:広島県:県民活動課「広島県インターネット利用状況調査」(有効回答209人, R2.5 インターネット調査)

全国:内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(有効回答2,139人, R2.1～2調査員による聞取調査)

※調査方法や実施時期が異なるため全国値は参考掲載

【図表10 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移】(全国, 広島県)



出典:広島県警察本部調べを基に県民活動課作成

(3) 相談先・機関の一覧

ア 県立教育センター

| 名称        | 電話番号         | 相談時間  |
|-----------|--------------|---|
| 教育相談      | 082-428-1188 | 月～金 9:00～16:00<br>(祝日, 年末年始を除く)                   |
| いじめダイヤル24 | 082-420-1313 | 毎日24時間(直接相談対応は,<br>平日9:00～19:00。それ以外は<br>留守番電話対応) |

イ こころの相談室等(県)

| 名称                         | 電話番号         | 相談時間                                     |
|----------------------------|--------------|--|
| 広島ひきこもり相談支援センター            |              |  |
| 西部センター                     | 082-942-3161 | 月・水・木・金・土<br>9:00～18:00<br>(祝日, 年末年始を除く) |
| 中部北部センター                   | 082-893-5242 | 月・水・木・金・土<br>8:45～16:45<br>(祝日, 年末年始を除く) |
| 東部センター(サテライト)              | 0848-66-0367 | 火・金 9:00～17:00<br>(祝日, 年末年始を除く)          |
| 広島県福山庁舎第二庁舎内<br>「こころの相談室」  | 084-925-3040 | 火, 水 10:00～17:00<br>(祝日, 年末年始を除く)        |
| 広島県立教育センター内<br>「心のふれあい相談室」 | 082-428-7110 | 月～金 9:00～16:00<br>(祝日, 年末年始を除く)          |
| 広島県立総合精神保健福祉センター           | 082-884-1051 | 月～金 9:00～17:00<br>(祝日, 年末年始を除く)          |

ウ 青少年指導センター(市)

| 名称   | 電話番号  | 相談時間   |
|--|---|--|
| 広島市青少年総合相談センター<br>① 青少年相談<br>② いじめ110番<br>③ 障害のある子どもについての<br>就学・教育相談<br>④ 少年サポートセンターひろしま | 082-242-2117<br>① 242-2117<br>② 242-2110<br>③ 504-2197<br>(分室) 264-0422<br>④ 242-7867 | ①月～土 9:00～17:00<br>②毎日24時間<br>③月～金 9:00～17:00<br>④月～金 10:00～17:00<br>(①③④祝日, 年末年始,<br>8月6日を除く) |
| 呉市青少年指導センター<br>(教育相談センター)  | 0823-25-3519  | 月～金 8:30～17:15<br>(祝日, 年末年始を除く)  |
| 福山市青少年センター   | 084-928-1046  | 月～金 8:30～17:15<br>(祝日, 年末年始を除く)  |
| 尾道市青少年センター   | 0848-37-9459  | 月～金 9:30～15:30<br>(祝日, 年末年始を除く)  |
| 大竹市青少年育成センター<br>(教育委員会「大竹市こども相談室」)   | 0827-54-0021  | 月・火・木・金 8:30～16:45<br>水 8:30～15:30<br>(祝日, 年末年始を除く)  |
| 東広島市児童青少年センター<br>(児童青少年総合相談室)  | 082-422-3749  | 水・木・土・日 10:00～17:00<br>火・金 13:00～16:00<br>(祝日, 年末年始を除く)  |
| 青少年育成府中市民会議  | 0847-41-8977  | 月～金 10:00～16:00<br>(祝日, 年末年始を除く)   |

## エ こども家庭センター・児童相談所

| 名 称            | 電話番号         | 相 談 時 間                               |
|----------------|--------------|---------------------------------------|
| 広島県西部こども家庭センター | 082-254-0381 | 月～金 8:30～17:15<br>(祝日, 年末年始を除く)       |
| 広島県東部こども家庭センター | 084-951-2340 |                                       |
| 広島県北部こども家庭センター | 0824-63-5181 |                                       |
| 広島市児童相談所       | 082-263-0694 | 月～金 8:30～17:15<br>(祝日, 年末年始, 8月6日を除く) |

## オ 就業関係

| 名 称                         | 電話番号         | 相 談 時 間   |
|-----------------------------|--------------|---|
| 広島地域若者サポートステーション<br>(若者交流館) | 082-511-2029 | 月・金 10:00～19:00<br>火～木 10:00～17:00<br>第1・3・5土 13:00～17:00<br>(12/29～1/3を除く) |

## カ 広島県警察

| 名 称            | 電話番号         | 相 談 時 間                              |
|----------------|--------------|--------------------------------------|
| ヤングテレホン広島      | 082-228-3993 | 毎日 24 時間<br>(夜間休日当直対応)               |
| サイバー110 番      | 082-212-3110 | 月～金 8:30～17:00<br>(祝日, 休日を除く)        |
| 少年サポートセンターひろしま | 082-242-5110 | 月～金 9:00～18:00<br>(祝日, 休日, 年末年始を除く)  |
| 少年サポートセンターふくやま | 084-925-7011 | 月～金 10:00～18:00<br>(祝日, 休日, 年末年始を除く) |

※掲載情報を一部更新（令和4年3月）

## キ 人権関係等

| 名 称                            | 電話番号  | 相 談 時 間                                       |
|--------------------------------|---|---|
| 「子どもの人権 110 番」<br>(広島法務局人権擁護部) | 0120-007-110  | 月～金 8:30～17:15                                |
| インターネット人権相談受付                  | <a href="http://www.moj.go.jp/JI/NKEN/jinken113.html">http://www.moj.go.jp/JI/NKEN/jinken113.html</a><br>(法務省 HP) | 毎日 24 時間                                      |
| L G B T 電話相談 (エソール広島)          | 082-207-3130  | 土 10:00～16:00<br>(祝日, 年末年始を除く)                |
| 広島弁護士会<br>(子どもの悩みごと電話相談)       | 090-5262-0874   | 月～金 16:00～19:00<br>(祝日, 年末年始, GW,<br>お盆前後を除く) |

ク その他の電話相談事業等

| 名 称   | 電話番号         | 相 談 時 間  |
|---|--------------|--|
| 広島いのちの電話<br>(社会福祉法人広島いのちの電話)                          | 082-221-4343 | 24 時間年中無休  |
| 広島大学「こころの相談室」<br>(広島大学大学院人間社会科学研究科<br>附属心理臨床教育研究センター) | 082-424-6779 | 電話受付時間 *要電話予約<br>月・水・金 10:00~16:00<br>火 10:00~12:30<br>木 12:30~16:00<br>(祝日, 年末年始, 盆を除く) |
| 広島県精神保健福祉協会<br>「こころの電話」                               | 082-892-9090 | 月・水・金 9:00~12:00<br>13:00~16:30<br>(祝日, 年末年始を除く)   |
| 非行問題相談室 (広島少年鑑別所)                                     | 082-543-5775 | 月~金 9:00~17:00<br>(祝日, 年末年始を除く)  |

#### (4) 用語解説等

##### ア 主な関連計画の概要

| 計画名                             | 概要   |
|---------------------------------|--|
| ひろしま子供の未来<br>応援プラン              | <p>子供・子育てに係る分野別計画。「すべての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことのできる社会の実現」を目指す。次の各法に基づく県計画。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」</li> <li>・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」等</li> </ul> <p>[詳細はこちら]</p> <p><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/kodomo-mirai-plan.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/kodomo-mirai-plan.html</a></p> |
| 「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針 | <p>教育委員会の中期的な施策等を明確にした実施方針。「広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現」を目標とする。「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」と「広島県 教育に関する大綱」、『『広島県 教育に関する大綱』に基づく教育委員会主要施策実施方針』を一体のものとしてとらえ、教育基本法に定める「教育振興基本計画」に位置付けている。</p> <p>[詳細はこちら]</p> <p><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/sesaku-sesaku-jisshihoushin.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/sesaku-sesaku-jisshihoushin.html</a></p>   |
| いのち支える広島プラン<br>(第2次広島県自殺対策推進計画) | <p>「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、年齢階級別、原因動機別に、生きる支援に関する施策の取組方針を示す。自殺対策基本法に基づく県計画。</p> <p>[詳細はこちら]</p> <p><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/dainizihiroshimakenzisatutaisakusuishinkeikakuminaoshiban.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/dainizihiroshimakenzisatutaisakusuishinkeikakuminaoshiban.html</a></p>   |
| 広島県地域福祉支援計画                     | <p>「県民は、地域コミュニティへの参画や地域活動への参加の機会を得て、地域とのつながりを強め、多様な主体との協働により、見守り合いと支え合いが生まれている」こと、及び「日常生活上の困り事を抱える方々を早期に発見し、相談を漏らさず受け止め、解決につなげる重層的なセーフティネットが構築されている」ことを目指す。社会福祉法に基づく県計画。</p> <p>[詳細はこちら]</p> <p><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/chiiki-fukushi-shienkeikaku.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/263/chiiki-fukushi-shienkeikaku.html</a></p>  |
| 減らそう犯罪 第5期アクションプラン              | <p>「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例」を踏まえて展開している「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動」の方向性や施策の方針を示すプラン。県民、関係団体、行政等の様々な主体が協働・連携しながら、誰もが安全で安心して暮らせる、犯罪の起らないまちづくりを目指す。</p> <p>[詳細はこちら]</p> <p><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police8/041-herasou-plan5-plan5.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police8/041-herasou-plan5-plan5.html</a></p>   |
| 第4次広島県障害者プラン                    | <p>障害者施策の基本的方向を定めた計画。「すべての県民が障害の有無に関わらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す。障害者基本法に基づく県計画。</p> <p>[詳細はこちら]</p> <p><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/shogaihaplan4.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/shogaihaplan4.html</a></p>   |
| 広島県再犯防止推進計画                     | <p>非行・犯罪をした者の社会復帰に向け、就労や就学、社会の理解促進等の施策を推進。再犯の防止等の推進に関する法律に基づく県計画。</p> <p>[詳細はこちら]</p> <p><a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/saihan/saihan.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/saihan/saihan.html</a></p>   |



## イ 用語解説

| 用語              | 解説   |
|-----------------|--|
| SNS<br>(エスエヌエス) | 登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイト。Social Networking Service の略   |
| 子ども家庭総合支援拠点     | 子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。平成 28 (2016) 年の児童福祉法の改正により、市町に設置の努力義務がある。  |
| 子ども・若者育成支援推進法   | 子供・若者の健やかな育成、子供・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、基本理念、施策の基本となる事項等を定めた法律。平成 22 (2010) 年施行。   |
| 刑の一部執行猶予制度      | 懲役や禁錮刑の一部を執行した後に残りの刑期を猶予する制度。薬物使用等の罪を犯した者については、その常習性が高く、これらの者の再犯を防ぐためには、刑事施設内における処遇に引き続いて、社会内で継続的な治療やリハビリを行うことが効果的であることから導入された。  |
| サイバー防犯ボランティア    | インターネット利用者の意識の向上やインターネット環境の浄化を図るために委嘱されるボランティア。  |
| 少年サポートルーム       | 補導された少年や犯罪の被害を受けた少年及びその保護者に対して、ボランティアや関係機関等と連携し、各種体験活動を実施。   |
| スクールカウンセラー      | いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、公立学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。  |
| スクールサポーター       | 生徒指導上の課題の大きな学校に出向き、児童生徒の問題行動に対する指導・助言や相談対応、学校周辺での街頭補導活動などの少年健全育成活動を行う県の会計年度任用職員。   |
| スクールソーシャルワーカー   | 生活環境に課題のある家庭の保護者等に対する効果的な支援を図るため、公立学校に配置する社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家。  |
| ニート             | 若年無業者。令和元年の総務省「労働力調査」の、全国の非労働力人口のうち、15～34 歳の者で、家事・通学をしていない者は、約 56 万人となっている。  |
| ひきこもり           | 様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には 6 か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。内閣府の調査によると、全国で、広義のひきこもり群の推計数は、15～39 歳が約 54 万人(平成 28(2016)年度「若者の生活に関する調査」)、40～64 歳が約 61 万人(平成 30(2018)年度「生活状況に関する調査」とされている。 |
| 非行少年            | 犯罪少年、触法少年、及びぐ犯少年。犯罪少年は、14 歳以上 20 歳未満で罪を犯した少年。触法少年は、14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。ぐ犯少年は、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。                      |

|         |   |
|---------|---|
| フィルタリング | 一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやWebなどインターネットの世界では、「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイトなどからの保護などが代表的な例。                            |
| 福祉犯     | 児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるもの。   |
| 薬物乱用    | 覚醒剤や大麻、シンナーなど禁止されている薬物や化学物質を不正に使うこと。これらの薬物は、脳細胞や身体各部に影響を及ぼし、強い依存性があるため一度使うとやめられなくなり、周囲や社会に迷惑を及ぼすうえ、自分だけでなく、他人の生命に危険をもたらすおそれがある。 |

令和2年7月 策定

令和3年11月 一部改定

【問い合わせ】

広島県環境県民局県民活動課

TEL 082 - 513 - 2740

メール : [kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp)

